

介護保険制度は、皆様の保険料と公費(税金)で支えられています。高齢社会の進展により、介護サービスの費用が増大するなか、保険料の上昇をできる限り抑えるためには、介護保険から給付される費用を効率化・重点化していくことが必要です。また、同じ要介護状態であれば、在宅と施設において給付と負担は公平であることが求められます。

こうした趣旨を踏まえ、平成17年10月利用分から所得の低い方の負担に配慮しつつ、介護保険施設などにおいて利用者の方に負担いただく費用に関する見直しを行います。

## 所得の低い方には十分な配慮を行うこととしています。

所得の低い方には、居住費・食費の負担額を低く設定するほか、特に年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下の方(利用者負担第2段階)については、1割負担分の上限額も引き下げる(2.5万円/月→1.5万円/月)こととしました。この結果、これまでよりも10月以降の負担額は低くなります。

なお、利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費・食費について一定程度、新たにご負担いただくこととなります。

例 特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入所されている方(要介護5・甲地)

利用者負担段階	現行の負担		平成17年10月からの負担
第1段階	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 —	据え置き	2.5万円/月 1割負担分 1.5万円 食費 1.0万円 居住費 0円
	第2段階		4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —
第3段階	4.0万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 1.5万円 居住費 —	負担増を1.5万円程度に抑制	5.5万円/月 1割負担分 2.5万円 食費 2.0万円 居住費 1.0万円

このほか、所得の低い方には、次のような対応をきめ細かく行うこととしています。

- 社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度の運用改善
- 高齢者夫婦などで、配偶者がユニット型個室の施設などに入所され、在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度
- 介護保険法施行前から特別養護老人ホームに入所されている方の負担据え置き制度
- 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方についての負担軽減制度

